

1.地下水

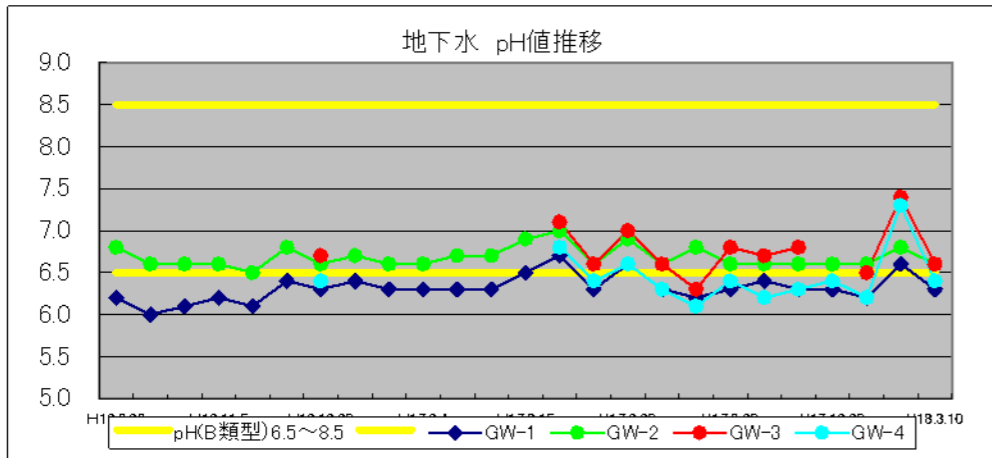
■ 環境基準項目

各地点において実施した環境基準12項目について、基準値を満たしていた。

■ 生活環境項目評価

①水素イオン濃度(pH)

pH値はGW-1,3,4地点において弱酸性の値を検出し、B類型の環境基準値6.5~8.5に適合しなかった。飲料水の基準(厚生労働省令第101号 水道法基準)5.8~8.6には適合していた。



②生物化学的酸素要求量(BOD)、化学的酸素要求量(COD)

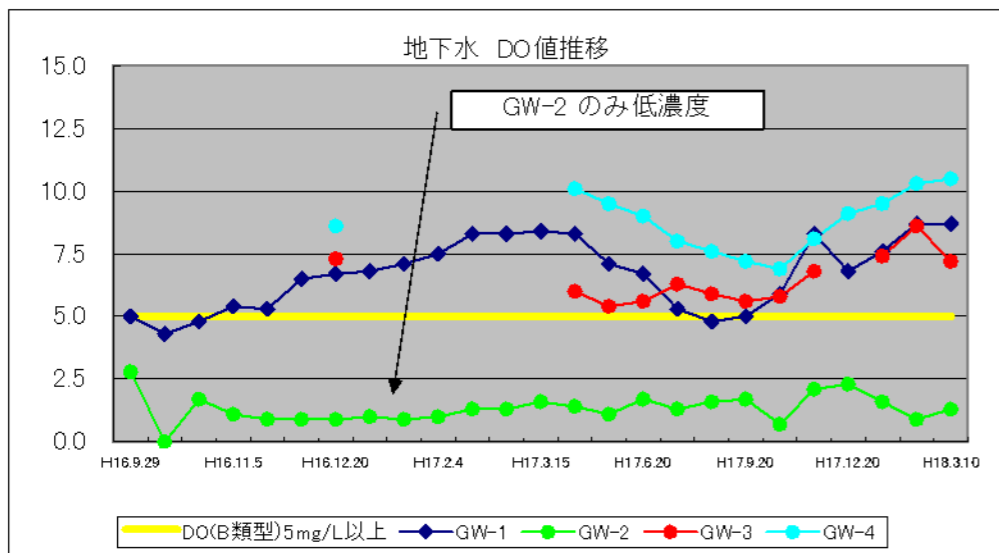
BODはすべての調査回でB類型の環境基準値3mg/L以下に適合していた。CODにおいても、すべての調査回で農業用水基準6mg/L以下を適合していた。

③浮遊物質(SS)

GW-2地点の平成18年1月20日調査回以外では、B類型の環境基準値25mg/L以下に適合していた。

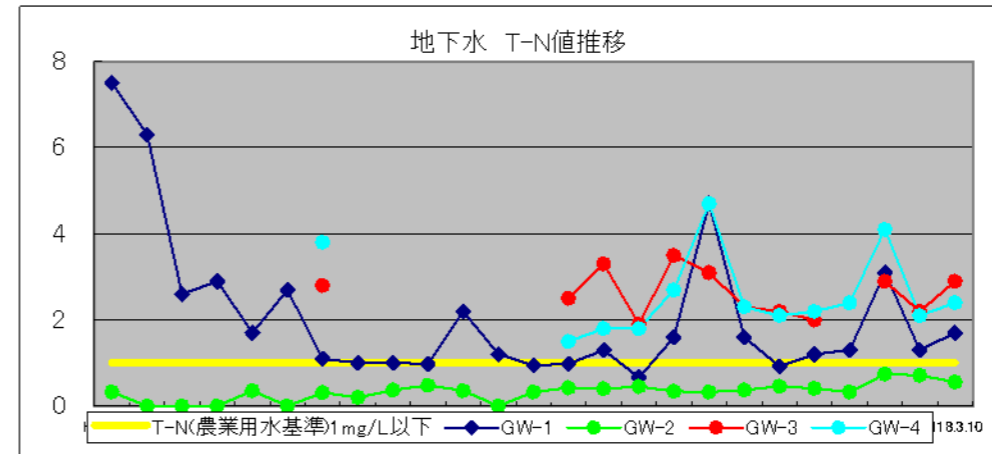
④溶存酸素(DO)

DO値はGW-1,3,4地点において、B類型の環境基準値5mg/L以上に適合していた。GW-2地点においては2.3mg/L以下の低濃度でDOが推移しており、昨年度の調査と同様の結果であった。ただしGW-2のBODやアンモニア性窒素の濃度は高くなく、廃棄物の有機物質(汚泥など)由来で、酸素が消費されているとは断定できない。



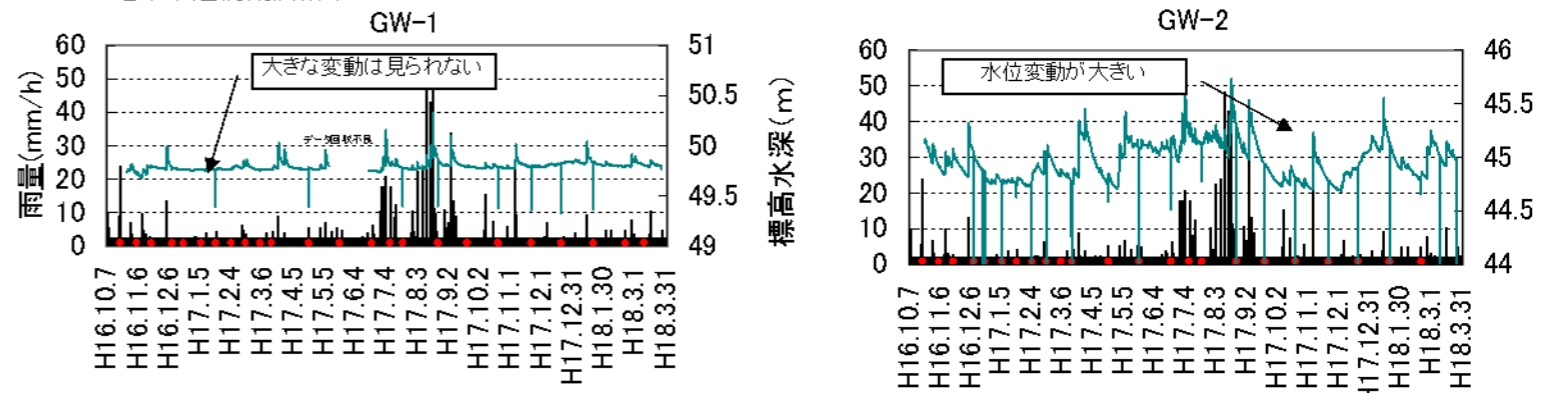
⑤全窒素(T-N)

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素としての環境基準には適合しているものの、地下水中の全窒素としては比較的濃度が高いと考えられる。(GW-1,GW-3,GW-4)
BOD、COD及びアンモニア性窒素が高い場合は、産業廃棄物由来の可能性もあるが、各箇所とも全窒素濃度=硝酸性窒素濃度となっており、窒素形態としてはほぼ硝化されていると考えられる。有機性の汚濁も観測されず、これらのことから窒素濃度が高い原因は、産業廃棄物以外であると考えられるが、その要因は断定できない。



■ 地下水連続観測結果

水位



電気伝導率

水温

